

市民委員会資料 ①

2 陳情の審査

- (1) 陳情第108号 子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書
提出に関する陳情

資料 子ども・子育て支援新制度における保育の実施について

市民・こども局こども本部

(平成25年6月14日)

子ども・子育て支援新制度における保育の実施について

資料

1 新制度の趣旨と主なポイント

(1) 子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる認定こども園法）の改正
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(2) 新制度の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。
平成27年4月に施行の予定。

(3) 主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）の創設
 - ・ 3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所等いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となる。
- 小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
 - ・ 小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとした。
 - ・ 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の多くが3歳未満児であることから、小規模保育・家庭的保育等の量的拡充により待機児童解消を図る。
- 認定こども園制度の改善
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置ける。
- 児童福祉法の改正
 - ・ 法第24条の「保育所以外の保育」に係る但し書きを削除し、地域のニーズに応じた手段により保育を必要とする子どもの全てに保育を保障する。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実。

2 新制度実施に係る体制

(1) 市町村が実施主体

- 市町村は、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する。
- 国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える。

(2) 社会全体による費用負担

- 消費税率の引き上げによる、恒久財源の確保が前提となっている。
 - ・ 消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要。

(3) 国の組織体制

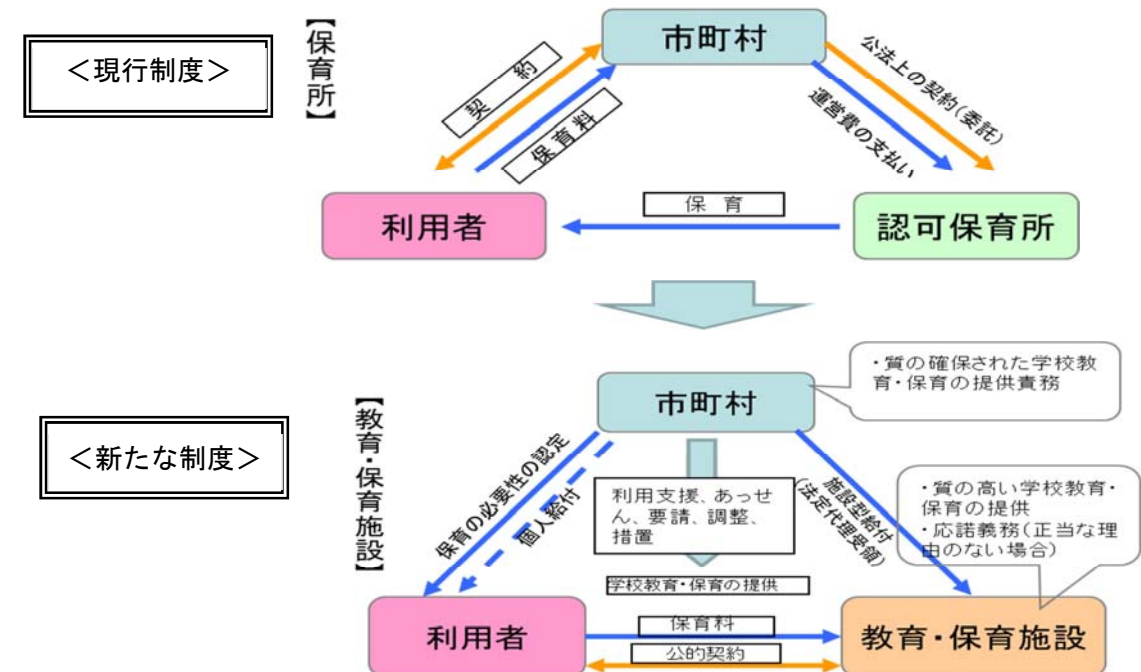
- 「子ども・子育て支援法」に係る事務については一元的に内閣府において所管
- いわゆる認定こども園については、制度全体としては内閣府が所管し、文部科学省・厚生労働省が共管する。また、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、認定こども園の一元的な窓口とする。

(4) 子ども・子育て会議の設置

- 子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等を構成員とした「子ども・子育て会議」を国に設置する。
- 市町村等は「いわゆる地方版子ども・子育て会議」の設置に努める。

(5) 新制度における行政が関与した利用手続き

- 現行制度
 - ・ 利用者が市町村に対し入所申込みを行い、入所希望者が定員を上回る場合は市町村が入所選考基準に基づき選考し、利用者と市町村の契約に基づき、市町村が委託する保育所に入所することとなっている。
- 新制度
 - ・ 市町村は利用者に対し、「保育の必要性の認定」を行い、教育・保育の「個人給付」を行って、実際には「法定代理受領」という形で、施設が利用者から徴収する保育料等を差し引いた分を施設に給付費として支払うようになる。
 - ・ 契約については、「利用者支援や斡旋、要請、調整、措置」などの市町村の一定の関与のもと、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課すものとする。
 - ・ 入所希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合施設は、国の選考基準に基づき選考を行う。
 - ・ 私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととし、保育料も市町村が徴収することとする。



3 市町村等の役割

(1) 保育の質の確保等

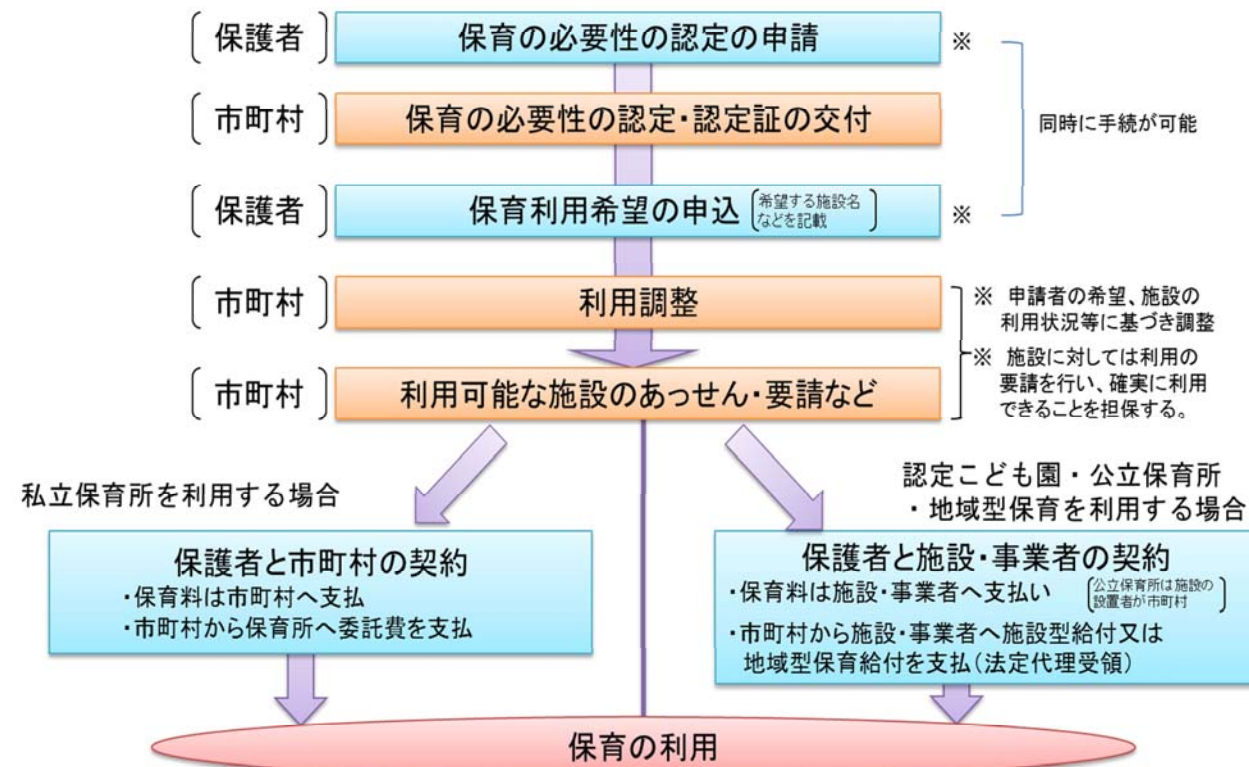
- 市町村は、施設の設備、職員配置など、認可基準を満たしていることを求める。
- 市町村は、社会福祉法人・学校法人以外の者に対して、上記に加え、経済的な基盤、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たしていることを求め、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- 市町村は、国が定める基準を踏まえ、運営基準を条例で定め、運営基準遵守のため指導監督を行う。
- 都道府県は、実施主体である市町村と協議し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」との整合性を確保する。

(2) 保育の利用調整・措置

- 子どもが置かれている環境などに応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育関連事業の連携・調整を図るなど、地域の実情に応じた体制の整備を行う。
- 管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し相談に対応する。
- 当面の間、保育の必要な子どもの全ての施設・事業の利用について、利用可能な施設・事業者をあっせんする等、市町村は利用調整を行う。
- 虐待等により、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合は、施設に対して措置する。(措置による入所・利用)
- 上記理由のほか、やむを得ない事由により利用できない場合は、施設・事業に対して措置することができる。

保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



4 本市の状況

(1) これまでの本市の取組

- 平成14年2月に「川崎市保育基本計画」を策定し、保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの拡充を図った。
- 平成19年7月に「保育緊急5か年計画」を策定し、2,600人の保育受入枠の拡大を図ることとし、平成22年3月に計画を改訂し、認可保育所で3年間3,000人の定員増を図ることとした。
- 平成23年3月に「第2期川崎市保育基本計画」を策定し、平成23年度からの3年間で4,000人を超える認可保育所の定員増を図ることとした。

(2) 現在の状況

- 認可保育所の運営状況(平成25年4月1日現在)

認可保育所数	221か所
うち公営保育所	57か所
うち民営保育所	164か所
うち運営主体が株式会社等	69か所